



島根県報

令和7年6月20日（金）

号外 第 5 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第364号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	西ノ島海士 線	隠岐郡西ノ島町大字宇 賀719番1地先から同 775番1地先まで	前 A	メートル 3.63～ 5.20	メートル 57.62	隠岐支庁県土 整備局	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 町道移管
				10.37～ 20.46	65.24		
			後 B	10.37～ 20.46	65.24		

島根県告示第365号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	鰐淵寺線	出雲市河下町字山崎598番1地先から同町字中持595番1地先まで	メートル 173.50	令和7年 6月20日	出雲県土整備 事務所	